

議事日程(第5号)

平成26年12月25日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第55号 西都児湯公平委員会の共同設置について
- 日程第2 議案第56号 西都児湯固定資産評価審査委員会の共同設置について
- 日程第3 議案第57号 西都児湯情報公開・個人情報保護審査会の共同設置について
- 日程第4 議案第58号 西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計設置条例の制定について
- 日程第5 議案第59号 西都児湯公平委員会等の共同設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第60号 西都児湯固定資産評価審査委員会条例の制定について
- 日程第7 議案第61号 高鍋町課設置条例及び高鍋町子ども・子育て会議設置条例の一部改正について
- 日程第8 議案第62号 高鍋町ふるさとづくり基金条例及び高鍋町ふるさと水と土保全基金条例の一部改正について
- 日程第9 議案第64号 高鍋町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第68号 高鍋町農村公園の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第69号 高鍋町RVパークの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第70号 平成26年度高鍋町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第13 議案第63号 高鍋町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第14 議案第65号 高鍋町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第15 議案第66号 高鍋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第16 議案第67号 高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例並びに高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第17 議案第71号 平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第18 議案第72号 平成26年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

- 日程第19 議案第73号 平成26年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第74号 平成26年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 発議第6号 議会広報編集特別委員会の設置に関する決議
- 日程第22 発議第7号 慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書
- 日程第23 議員派遣の件について
- 日程第24 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第25 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第26 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について
- 追加日程第1 議会広報編集特別委員会委員の選任

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第55号 西都児湯公平委員会の共同設置について
- 日程第2 議案第56号 西都児湯固定資産評価審査委員会の共同設置について
- 日程第3 議案第57号 西都児湯情報公開・個人情報保護審査会の共同設置について
- 日程第4 議案第58号 西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計設置条例の制定について
- 日程第5 議案第59号 西都児湯公平委員会等の共同設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第60号 西都児湯固定資産評価審査委員会条例の制定について
- 日程第7 議案第61号 高鍋町課設置条例及び高鍋町子ども・子育て会議設置条例の一部改正について
- 日程第8 議案第62号 高鍋町ふるさとづくり基金条例及び高鍋町ふるさと水と土保全基金条例の一部改正について
- 日程第9 議案第64号 高鍋町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第68号 高鍋町農村公園の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第69号 高鍋町RVパークの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第70号 平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第13 議案第63号 高鍋町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第14 議案第65号 高鍋町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第15 議案第66号 高鍋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第16 議案第67号 高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例並びに高鍋町指定地域密着型介護予防

サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

- 日程第17 議案第71号 平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
日程第18 議案第72号 平成26年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
日程第19 議案第73号 平成26年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）  
日程第20 議案第74号 平成26年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）  
日程第21 発議第6号 議会広報編集特別委員会の設置に関する決議  
追加日程第1 議会広報編集特別委員会委員の選任  
日程第22 発議第7号 慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書  
日程第23 議員派遣の件について  
日程第24 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について  
日程第25 閉会中における議会運営委員会活動について  
日程第26 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

---

出席議員（16名）

1番 池田 堯君	2番 水町 茂君
3番 山本 隆俊君	5番 津曲 牧子君
6番 岩村 道章君	7番 岩崎 信や君
8番 青木 善明君	10番 柏木 忠典君
11番 後藤 正弘君	12番 中村 末子君
13番 黒木 博行君	14番 黒木 正建君
15番 春成 勇君	16番 八代 輝幸君
17番 緒方 直樹君	18番 永友 良和君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 間 省二君 事務局補佐兼議事調査係長 鳥取 和弘君  
主 査 矢野 由香君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 小澤 浩一君 副町長 …………… 川野 文明君  
教育長 …………… 島埜内 遵君 教育委員長 …………… 黒木 知文君

農業委員会会長	……………	坂本 弘志君	代表監査委員	……………	黒木 輝幸君
総務課長	……………	森 弘道君	政策推進課長	……………	三嶋 俊宏君
建設管理課長	……………	恵利 弘一君	農業委員会事務局長	…	鳥井 和昭君
産業振興課長	……………	田中 義基君	会計管理者兼会計課長	…	宮崎守一朗君
町民生活課長	……………	茂又 哲也君	健康福祉課長	……………	河野 辰己君
税務課長	……………	川野 和成君	上下水道課長	……………	芥田 秀則君
教育総務課長	……………	中里 祐二君	社会教育課長	……………	稲井 義人君

午前10時00分開議

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

ここで、まず最初に議会運営委員会の報告を求めます。12番、中村末子議員。

○議会運営委員会委員長（中村 末子君） 12番、中村末子。おはようございます。平成26年第4回定例議会が招集されたことに伴い、同意1件、広域で設置する共同設置案が3件、共同設置事項に関して固定資産評価審査委員会事務を高鍋町が行うため特別会計を設置する条例、共同設置に伴う条例制定が2件、課設置条例など条例の一部改正4件、国の法改正に伴う条例制定が2件、一部改正が1件、5箇所の農村公園、RVパークに関しての管理運営に係る条例制定が2件、平成26年度補正予算が5件の合計21件でした。

同意案件については、12日本会議で選任されております。残り20件につきましては、常任委員会及び特別委員会において審査を終了したところです。新たに、議員発議が2件追加されたことにより、24日、議長室において追加日程として加えることに委員全員の賛成があったことを御報告いたします。

なお、内容については議会広報編集特別委員会を設置する決議と、積み残していた意見書の発議であります。また、今議会から一般質問を日程最初としましたが、混乱もなく12名という議員各位の御協力のもとスムーズに運営できました。感謝いたします。議会広報編集特別委員会の立ち上げにつきましては、休憩などを間に挟みますが、執行部の御協力をよろしく願いいたしまして報告といたします。

○議長（永友 良和） 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり、2件を追加提案し、お手元にお配りしましたとおり議事を進めます。

日程第1. 議案第55号

日程第2. 議案第56号

日程第3. 議案第57号

日程第4. 議案第58号

日程第5. 議案第59号

日程第6. 議案第60号

日程第7. 議案第61号

日程第 8. 議案第 6 2 号

日程第 9. 議案第 6 4 号

日程第 1 0. 議案第 6 8 号

日程第 1 1. 議案第 6 9 号

日程第 1 2. 議案第 7 0 号

○議長（永友 良和） 日程第 1、議案第 5 5 号西都児湯公平委員会の共同設置についてから日程第 1 2、議案第 7 0 号平成 2 6 年度高鍋町一般会計補正予算（第 7 号）についてまで、以上 1 2 件を一括議題といたします。

本 1 2 件は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務環境常任委員長の報告を求めます。委員長、八代輝幸議員。

○総務環境常任委員会委員長（八代 輝幸君） 1 6 番。おはようございます。平成 2 6 年第 4 回定例会において、総務環境常任委員会に付託されました議案は、議案第 5 5 号西都児湯公平委員会の共同設置について、議案第 5 6 号西都児湯固定資産評価審査委員会の共同設置について、議案第 5 7 号西都児湯情報公開・個人情報保護審査会の共同設置について、議案第 5 8 号西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計設置条例の制定について、議案第 5 9 号西都児湯公平委員会等の共同設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第 6 0 号西都児湯固定資産評価審査委員会条例の制定について、議案第 6 1 号高鍋町課設置条例及び高鍋町子ども・子育て会議設置条例の一部改正について、議案第 6 2 号高鍋町ふるさとづくり基金条例及び高鍋町ふるさと水と土保全基金条例の一部改正について、議案第 7 0 号平成 2 6 年度高鍋町一般会計補正予算（第 7 号）中、関係部分についての 9 件であります。その審査の経過と結果について御報告いたします。

なお、報告につきましては審査部分の全ての報告ではなく、特徴的な部分だけの審査報告とし、割愛する部分もありますので御了承ください。

審査日時は、1 2 月 1 9 日から 2 4 日までの 3 日間、第 1 委員会室において総務環境常任委員全員出席、要点筆記の事務局長、担当課職員出席のもと説明及び資料提出の上、慎重に審査を行いました。

まず、議案第 5 5 号西都児湯公平委員会の共同設置についての議案に関連して、議会事務局より公平委員会とはどういうものかの説明がありました。公平委員とは職員の給与、勤務時間などにおける身分保障に関する調査処理を行うものであるとの説明でした。

委員より、個人の病気等で相談するのは公平委員会ではないのかとの問いに、総務課に労働安全衛生委員会があるとの答弁でした。

次に、総務課より共同設置に関しては西都市に事務局を置くという説明がありました。

委員からの質疑はありませんでした。

まとめに入り、討論はなく、議案第 5 5 号西都児湯公平委員会の共同設置について賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号西都児湯固定資産評価審査委員会の共同設置について説明を受けました。審査委員会の内容については、課税に過誤はないか、不服があった場合に審査を行うものであり、高鍋町に事務局を設置するとの説明がありました。

委員より質疑があり、ワーキング会議の中で問題点は出なかったかとの質疑に対し、問題点はなく、共同設置については望ましいとの回答がありました。

まとめに入り、討論はなく、議案第56号西都児湯固定資産評価審査委員会の共同設置について、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号西都児湯情報公開・個人情報保護審査会の共同設置についての内容については、関連で政策推進課より説明がありました。情報公開・個人情報審査会は、町が保有する町政情報または個人情報の町の開示決定に対して、開示請求者から不服申し立てがあった場合に、その不服申し立てについて調査、審議を行い、その結果について町に答申する機関であるとの説明でありました。

委員より、各町民全員が対象なのかとの問いに、各町が持っている情報の中であれば開示請求は誰でもできるとの答弁でした。また、総務課より事務局は新富町に置くとの説明がありました。

まとめに入り、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計設置条例の制定について、総務課より説明がありました。規約の中にもうたっており、特別会計で処理し、各町の負担金については均等割及び平成26年10月1日の人口割で処理するとの説明がありました。

委員からの質疑はなく、まとめに入り、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号西都児湯公平委員会等の共同設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、総務課より説明を受けました。

委員より特に質疑はなく、まとめに入り、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号西都児湯固定資産評価審査委員会条例の制定について、総務課より説明がありました。

委員より、審査委員会の委員は何名かの質疑に対し、委員は3名であるとの答弁がありました。

まとめに入り、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号高鍋町課設置条例及び高鍋町子ども・子育て会議設置条例の一部改正について、総務課より説明がありました。

現在の健康福祉課を健康保険課と福祉課に改めることにより、多様なニーズに対応でき

るようになり、専門性を高めたいとの説明がありました。

委員より、課長はふえるのかとの質疑に対して、課の増設とともに課長職も1名ふえるとの答弁がありました。

まとめに入り、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号高鍋町ふるさとづくり基金条例及び高鍋町ふるさと水と土保全基金条例の一部改正について、政策推進課より説明がありました。大幅な金利の低下により、今後も事業の財源としての益金が見込まれない状況であることから、今後必要に応じて基金を処分できるように改正するとの説明でありました。

委員より、土地改良等に使えないのかとの質疑に対し、集落での草刈り作業などに使うことはできるが、多面的機能支払いとの関連もあるので、今後、利用については検討したとの答弁がありました。

また、委員より、ふるさと納税のお返しの品物についてはの質疑に対し、高鍋町では先駆者的にお返しの品物を設定してきたが、他町村が高額なお礼をしているため、高鍋町としても今後考えていきたいとの答弁がありました。

まとめに入り、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）中、関係部分で、まず政策推進課であります。債務負担行為の補正について、これは今年度から次年度以降に債務の発生するものについて、期間、債務の限度額を定めるものですが、政策推進課関係は保守点検委託の中で電算機器のハードウェアとソフトウェアの債務負担と、町内巡回バス運行業務委託の向こう3箇年の債務負担の補正をするものとの説明でありました。

次に、地方債の補正であります。社会資本整備総合交付金事業、防災行政無線整備事業、現年発生補助災害復旧事業に係る借り入れ限度額を変更するとの説明でありました。

続いて、歳入についての説明では、地方特例交付金は個人住民税における住宅借入金等、特別税額控除の実施に伴う減収分を補填するために、国から町に交付されるものですが、交付額が決定したので67万3,000円の増額補正をするものとの説明でありました。

次に、県支出金総務費県補助金の総務管理費補助金、地域交通機関運行維持対策補助金は廃止路線代替バス運行に対し、運行欠損額の2分の1の県補助があるとの説明でありました。

次に、県支出金、委託金、総務費委託金、統計調査費委託金では、経済センサス委託金の追加交付額7,000円を計上しているとの説明でありました。

次に、寄附金について、ふるさと納税として3件の寄附があり、102万円を補正するものとの説明でありました。

繰越金ですが、4,558万8,000円計上しているとの説明でありました。

次に、町債についての説明では、社会資本整備総合交付金事業債は小丸団地D棟外壁等

改修工事にかかるものとの説明でありました。防災行政無線整備事業債は、一般補助施設等事業債から緊急防災減災事業債に適用起債を変更することにより増額補正するものであります。

現年発生補助災害復旧事業債は、補助災害に該当する1件の起債額を補正計上したとの説明でありました。

次に、歳出についての説明では、3名の方からふるさと納税として合計102万円の寄附金をいただき、そのうち20万円は寄附者の意向で学校図書を購入費用に充てており、残りを基金管理費として積み立てするものとの説明でありました。

企画費の活性化推進事業費ですが、この費目は春季スポーツキャンプに係る経費を補正計上、今年度春季スポーツキャンプを予定している団体は、高校が1、大学が3、社会人が1となっているとの説明でありました。

需用費は、ライン石灰等の消耗品代、使用料及び賃借料はスポーツキャンプ団体送迎用バスの借上料、負担金補助及び交付金はスポーツキャンプ団体への補助金、補助対象となる高校、大学の4チームが対象で、予算の不足分を計上しているとの説明でありました。

次に、諸費の報償費は、町内巡回バスをPRし、乗車率を上げるためにバスの愛称、ネーミング募集を行うことにしており、ネーミングの採用者への記念品費用との説明でありました。負担金補助及び交付金は、地方バス路線維持費補助金は西都行き3路線、4系統の廃止バス路線に対する運行欠損額の補助と、西小児童の通学のために1路線の運行費として、生活交道路線1路線の運行費に対し補助するものとの説明でありました。

統計調査費の経済統計調査費ですが、県の委託金が追加交付され、それに合わせて消耗品で歳出を調整するものとの説明でありました。

委員より、町内巡回バス運行业務委託金額は消費税を含んでいるかとの質疑に対し、含んでいるとの答弁がありました。

また、委員より、地方バス路線維持費補助金はどこに補助するのかとの質疑に対し、全て宮崎交通との答弁がありました。

次は、議会事務局です。在日米軍再編に係る訓練移転先6基地関係議会連絡協議会の特別旅費と負担金が計上されています。関係議会連絡協議会は、平成26年11月18日に発足しています。

委員より、6基地とはとの質疑に対し、北海道の千歳基地、青森県の三沢基地、茨城県の百里基地、石川県の小松基地、福岡県の築城基地、宮崎県の新田原基地であるとの説明がありました。

次は、総務課であります。一般管理費の備品購入費として、健康保険課と福祉課の公印代として計上しているとの説明がありました。

次に、財産管理費の委託金については、豪雨によって崩壊した家床公民館ののり面の測量設計委託です。

次に、総務管理費の負担金補助及び交付金では、高鍋高校ラグビー部全国大会出場補助

金及び防犯掲示板設置手数料であります。

次に、消防費の非常備消防費として、光熱水費として防災無線が13局から28局になったことと、アナログからデジタルに切りかえたことにより、電気料が上がってきたので不足分を補正したとの説明がありました。

次に、災害対策費の中の備品購入費として、避難所用電話機8台分であるとの説明がありました。

委員より、防犯掲示板7箇所の設置場所はどうやって決めたのかとの質疑に対し、各公民館長のアンケートの結果から決めたとの答弁がありました。

また、委員より既に地区で設置されたところからは、苦情がなかったのかとの質疑に対し、賛否両論があったとの答弁がありました。

以上で、審査を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、議案第70号については賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（永友 良和） 以上で、総務環境常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第55号西都児湯公平委員会の共同設置について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第56号西都児湯固定資産評価審査委員会の共同設置について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第57号西都児湯情報公開・個人情報保護審査会の共同設置について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第58号西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計設置条例の制定について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第59号西都児湯公平委員会等の共同設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第60号西都児湯固定資産評価審査委員会条例の制定について、質疑を行い

ます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第61号高鍋町課設置条例及び高鍋町子ども・子育て会議設置条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第62号高鍋町ふるさとづくり基金条例及び高鍋町ふるさと水と土保全基金条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第70号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）中、関係部分に対して、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務環境常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、産業建設常任委員長長の報告を求めます。委員長、青木善明議員。

○産業建設常任委員会委員長（青木 善明君） 8番。おはようございます。平成26年第4回定例会において、産業建設常任委員会に付託されました議案は、議案第64号高鍋町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第68号高鍋町農村公園の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第69号高鍋町RVパークの設置及び管理に関する条例の制定について、議案第70号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）中、関係部分についての4件であります。

その審査と経過及び結果について御報告いたします。

日時は、12月19日、22日、24日の3日間、第3委員会室にて産業建設常任委員全員が出席し、執行当局に担当課関係職員の出席を求め、議案の説明を受け慎重に審査を行いました。

現地調査は、建設管理課関係では永谷川、毛作地区里道、産業振興課関係ではRVパーク予定地のめいりん公園、高鍋町農産物加工施設を調査しました。

初めに、議案第64号高鍋町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、産業振興課より加工施設の管理運営については、これまで直営または嘱託職員を配置して行ってきたが、設置から2年間が経過し、いろいろな利用状況等から運営手法の再考を行い、サービスの改善が図られるような新たな管理運営方法も考えられるのではないということから、指定管理者の指定もできるように条例の一部を改正するとの説明でした。

委員より、利用状況についての問いに、25年度年間利用者は1,480人で、48万

6,900円の収入、26年11月末現在での利用者は1,067人で、37万7,000円の収入との答弁でした。

また、この施設の宣伝はの問いに、地域の人々の利用が主であり、特段の宣伝活動は行っていないとの答弁でした。

また、維持管理費についての問いに、26年度決算見込みが220万円で、そのうち人件費は150万円から160万円との答弁でした。

また、この利用実績や決算見込みでは指定管理者の引き受けては出てこないのではないか、この施設の初期の目的と今後の取り組みについての問いに、当初は料理教室や特許品がつかれる、またそういうことをコーディネートできる職員を雇用する計画だった。今後、指定管理制度を導入することで、初期の目的を遂行できる業者等を幅広く選定することができる。今後は、利用状況を見極めながら検討を進めていきたいとの答弁でした。

委員より、個人の利用が多いのか、業務で使っている人はいるのかの問いに、そば粉製粉機については町外者による業務目的と思われる利用があった。加工施設については、以前には地元産食材を使った新しい料理をつくるための研究開発利用をした経緯はあるが、現在の利用者はほとんどが個人、団体、グループとの答弁でした。

また、業務利用させたほうが6次産業化につながるのではないか、補助金を出して売れる高鍋の地産商品開発を先に仕掛けたほうが施設の利用頻度が上がるのではの問いに、6次産業化に向けてのコーディネートできる能力のあるスキルを持っている方、もしくは業者の方への委託や指定管理も考えていきたいとの答弁でした。

質疑が終わり、討論はなく、採決に入り全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号高鍋町農村公園の設置及び管理に関する条例の制定について、産業振興課より総括質疑で町長答弁でもあったように、地方自治法第244条の2の定めるところにより、本来ならば条例等を制定しなければならなかったもので、管理のあり方を明確にすべく各施設の設置から年数が経過してしまっていたが、今となつての制定となった。制定することでより有効な活用を図り、適正な管理運用ができるよう条例制定をするとの説明でした。

委員より、これについては条例の制定がない状態での利用実態がある。特に第3条の各項目について、利用者がもっと幅広く使用できる文言にしては細か過ぎではないか、使用方法に幅を持たせたほうがよいのではないかの問いに、禁止する行為については公園条例と同様であり、管理運営上御理解いただきたいとの答弁でした。

また、今までの維持管理費はとの問いに、管理委託費、水道料、電気代、浄化槽維持管理費、くみ取り料で合計98万3,760円との答弁でした。

委員より、条例・規則等がなくても予算の支出ができるのかの問いに、町としては公の施設として公用開始がなされており、その管理運営費の支出については適正に行ってきたとの答弁でした。

複数の委員より、来年度からの管理運営費は一括予算措置が適切ではないかとの問いに、

そのようにしたいとの答弁でした。

委員より、新たな農村公園計画はの問いに、新たな事業予定はないとの答弁でした。委員より、第5条の損害賠償について天災等の文言が入っていないがの問いに、内容について検討していきたいとの答弁でした。

質疑が終わり、賛成討論があり、採決に入り全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号高鍋町RVパークの設置及び管理に関する条例の制定について、産業振興課より社団法人日本RV協会と現地調査を行い、協議選定したもので、候補地については5箇所検討確認を行い、現時点ではめいりん公園が最も適しているとの判断から、RVパークの設置を決定したとの説明でした。

委員より、駐車スペース等についての問いに、スペースは6メートル掛ける5メートルの3台分で100ボルトの電源を3基設置、看板も設置し、受付は当面、農産物加工施設を考えているとの答弁でした。また、国内の設置状況についての問いに、国内で40箇所、九州で10箇所、県内で2箇所、門川、延岡との答弁でした。また、国道沿いにも観光案内看板が設置できないか国土交通省とも協議し、蚊口浜のサーフィン利用者の増加にもつながると期待されるので、蚊口浜公園にもRVパークの設置を検討してもらいたいとの要望がありました。

委員より、ごみ処理についての問いに、ごみ置き場を設置するか、あるいは退出時に受付で預かるとの答弁でした。

委員より、損害賠償第5条の2で天災地変について、町の責任について国家賠償法との整合はとれているのかとの問いに、内容を検討の上、必要であれば改正を行うとの答弁でした。

委員より、防犯について考えているのか、事故があったときどうするのかの問いに、職員の巡回等で対応を考えているとの答弁でしたが、警察との連携を検討してはどうかとの意見がありました。

質疑が終わり、賛成討論があり、採決に入り、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）中、関係部分について、初めに農業委員会です。歳入の農業費補助金は、事業名が農業経営基盤強化事業取扱交付金から国有農地等管理処分事業事務取扱交付金の変更に伴う国有農地の管理処分事務に関する交付金の組みかえと、農業者年金業務委託費の激変緩和措置による増額で、歳出は消耗品費でカラープリンタートナー及び事務用品との説明でした。

委員より、事業名の変更理由についての問いに、事業内容は変わらないが国の施策によるものとの答弁でした。

委員より、高鍋町が把握している国有農地はの問いに、国有農地等に該当するか不明ではあるが、農林水産省名義の土地は42筆、8,719.64平米で、まだ完全に把握していないとの答弁でしたので、早急に把握をとの意見がありました。

委員より、国有農地の処分方法はとの問いに、国有農地を利用しなくなったことが判明

することにより、その周りの土地所有者に売り渡しをすとの答弁でした。

委員より、国有農地と開拓財産の違いについての問いに、国有農地とは小作人に売り渡すため、国が地主から所有権を取得した農地や宅地等で、開拓財産とは開墾を条件として入植者等に売り渡すため、国が地主から所有権を取得した山林、原野等で耕作可能な土地との答弁でした。

また、複数の委員より、年金加入の促進については常時対象者の把握と情報収集及び情報の提供に努めるようにとの意見がありました。

次に、産業振興課ではまず農業費ですが、高鍋町生産調整推進事業費の高鍋町緊急生産調整対策推進事業補助金は、減反政策で転作推進、重点作物、加工米補填、新作物定着実績に伴う補助金の増額との説明でした。

次に、農地費の多面的機能支払関連調査委託は、当初は27年度から本事業に取り組む予定であったものを、国の26年度予算での早期取り組み方針により、26年度中の多面的支払交付金に係る協定の締結を受けて、現地確認調査を委託すとの説明でした。

次に、人・農地問題解決推進事業費の賃金は、地域連携推進員を1月から3月までのパートで図面作成の事務との説明でした。

次に、商工費の商工業振興費の職業訓練校負担金は、4箇月から6箇月コース5,800円掛ける20人分の請求に伴うものとの説明でした。

委員より、多面的機能支払関連調査委託の内容についての問いに、パトロール、現場の試掘関係を確認するための図面作成、写真の整理、多面的支払の協定内容の確認と水路、農道が管理されているかの確認、実際の作業確認の立会いなど、それらに基づく野帳の整理作成、最終はその報告書をまとめる作業との答弁でした。

また、委託先はとの問いに、業務内容が専門的かつ多岐にわたることから、土地改良連合会水土里ネットに委託することになっているとの答弁でした。

また、調査の範囲についての問いに、26年度は小丸川土地改良区内の9地区と四季彩のむら、一ツ瀬土地改良区内の2管理工区で、大平寺水利組合についても27年度中には協定に参加の方向で協議を進めるとの答弁でした。

また、調査することのメリット、効果はの問いに、調査は義務であり事業の取り組みが確実に実施されているか確認するものであり、当然のことながら会計検査等の検査時の提出資料になるとの答弁でした。

また、地域連携推進員の図面作成の内容についての問いに、現在6地区を指定し地域の5年後、10年後の中心的な農業者、農地の集積等を具体的に図面に示し、現況と照らし比べてイメージを作成し、座談会で活用すとの答弁でした。

また、農地の相続、名義変更等、指導連携についての問いに、農地の相続については農業委員会に届出義務があり、SAPの中でも相続、将来の農業を守るためにそういった相続の問題、後継者の問題等、勉強会を開催しているとの答弁でした。

次に、建設管理課では、まず土木費の道路維持費の消耗品費は災害等で不足しているカ

ラーコーン、鉄ピンを購入するもので、分筆登記手数料は境界立会いで判明した町道敷内の民有地として分筆登記する手数料との説明でした。

住宅管理費の工事請負費は、小丸団地D棟の外壁等改修工事、公共土木施設災害復旧費の工事請負費は平原・南牛牧線、通称谷坂の道路災害復旧工事、単独災害復旧費の委託料は測量設計委託で、台風19号による竹鳩橋右岸橋台を守るため補強する設計を行うもの、工事請負費は永谷川の護岸補強工事、毛作地区の里道工事、竹鳩橋の流木撤去費用で、公有財産購入費は毛作地区里道災害復旧工事に伴う用地費で、補償補填及び賠償金は毛作地区里道災害復旧工事に伴う補償費との説明でした。

委員より、毛作地区里道災害復旧について、現況復旧の積算はしたのかの問いに、正式にはしていないが1,000万円以上はするとの答弁でした。

また、永谷川についてこの予算で大丈夫かの問いに通常の復旧方法は、コンクリートを打ち足しする根継工事との答弁でした。

また竹鳩橋の流木はどこから流れてきたのかの問いに、推測できないとの答弁で、最近ではゲリラ豪雨も多いので、木城町や県などに調査依頼をとの意見がありました。

また、小丸団地D棟の外壁等改修工事の補助対象額についての問いに、補助の対象は外壁と屋根との答弁でした。

また、国庫支出金の災害復旧費負担金についての問いに、精算方式なので負担金は増減するとの答弁でした。

また、町道の分筆登記について固定資産税賦課等の調査が必要ではないかとの意見がありました。

委員より、毛作地区里道災害復旧工事について用地費も支払い、なぜ補償費も支払うのかの問いに、芋の作物補償との答弁でした。

また、用地費の積算単価と補償費の支払いについての問いに、用地費は公共用地平米1,100円で、補償費については3万円程度になるとの答弁でした。

質疑が終わり、討論はなく、採決に入り、全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（永友 良和） 以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第64号高鍋町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第68号高鍋町農村公園の設置及び管理に関する条例の制定について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第69号高鍋町RVパークの設置及び管理に関する条例の制定について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑終わります。

次に、議案第70号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）中、関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

以上で、産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。委員長、津曲牧子議員。

○5番（津曲 牧子君） 5番。平成26年第4回高鍋町議会定例会において、文教福祉常任委員会に付託されました議案は、議案第70号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）中、関係部分についての1件です。

その審査と経過及び結果について御報告いたします。

日時は12月19日から24日の間の3日間、第4委員会室にて委員全員が出席し、執行当局に担当課関係職員の出席を求め、議案の説明を受け慎重に審査を行いました。

初めに、町民生活課です。国民年金事務費の委託料は、老齢基礎年金受給者等に支給するためのシステム改修委託料であるとの説明。

歳入のうち、改修費に係る費用は全額交付金の対象となるなどの説明がありました。

次に、社会教育課です。備品購入費では、中央公民館ホールの客席からステージに上がるための階段2基で、老朽化、破損したために購入し、左右とも手すりつきになるとの説明でした。

報償費は、県外大会出場奨励金で、大会要綱に基づき交付するもので、現在は2団体競技、1個人競技で、今後のことも含め補正するものとの説明でした。

委員より、交付金は団体の場合どのように支給されるのかとの問いに、団体の人数により支給され、町外の団体であっても本町の方であれば、沖縄を除く九州内での開催の場合1人1万円、沖縄と九州以外の国内での開催の場合1人2万円を交付するとの答えでした。

また、中央公民館の階段が壊れてけがされた方はいないのかとの問いに、けがはないが手すりが階段の高さと合わないために購入するものとの答えでした。

次に、教育総務課です。小学校3、4年生の社会科副読本「わたしたちの高鍋町」が不足したことによる150部増刷の製本費、修繕料は西小学校は高圧受電設備の保守点検の際に、真空遮断機に不良が認められ、取りかえ工事によるものとの説明。西中学校は高圧受電設備不良の改修工事、機械室屋上膨張タンクの漏水があり、その交換と火災報知器配線の修理を行うとの説明でした。東小学校の備品購入は、高鍋町出身の方からふるさと納税の寄附金で図書購入の金額です。

総括質疑でもありましたが、東中学校通級指導教室相談室は防音性、遮音性の高いス

ペースを確保し、生徒や保護者が安心して相談できるよう来年4月から活用のため、新設工事を行うとの説明がありました。

委員より、東中の通級指導教室相談室にはどのような生徒が何名利用しているのかとの質疑に、普通学級にいて一部支援が必要な生徒が15名利用しているとの答えでした。

委員より、寄附金はなぜ東小なのかとの問いに、寄附者の方の意向によるものであるとの答弁でした。

次に、健康福祉課です。歳入関係では後期高齢者医療保険料軽減拡大による算定変更、生活保護受給者の介護認定審査判定の委託料、後期高齢者医療特別会計からの平成25年度精算の繰入金です。放課後児童クラブ補助金は、5クラブに応じたそれぞれの基準額の補助であるとの説明でした。国庫補助金交付要綱の改正に伴う補助基準額の増加で、一時預かり事業は私立6園に対しての補助、延長保育事業は6園と休日保育事業実施の1園の補助との説明でした。

歳出関係では、機構改革のために必要な備品購入で、社会福祉係、介護・高齢者係、障害福祉係、子ども支援係のキャビネット、ラテラル、相談スペース会議用テーブルです。また、戦没者慰霊追悼式参列の方1名の補助金、国民健康保険特別会計からの繰出金は国保プログラムシステム改修委託料、後期高齢者医療特別会計からの繰出金は政令改正によるものです。

放課後児童クラブ委託料は、西小学校の平均児童数の増加が見込まれ、補助基準額の増額をするもの、また高鍋幼稚園は減少が見込まれるために減額するものとのことです。障害児受入推進事業の補助対象となる4クラブに充てられるとの事です。東小学校放課後児童クラブは、教室増設になり職員2名の人件費の増額です。

また、ももの木保育園の病後児保育施設は、予定していた位置の消防法、建築基準法の見直しで変更との理由で事業費の増額になったものとの説明でした。わかば保育園の空調工事のため、ふれあい交流センターで一時的に保育を行うためにかかる業務の経費や保育環境が変わる子供たちへの配慮等のための職員の増加によるものとのことでした。わかば保育園の入所児童数がふえ、パート職員を増加したこと、給食に使う野菜の価格高騰の時期があったためとの説明でした。

健康づくりセンターの高圧受電負荷開閉器とプールボイラーは耐用年数の経過、劣化により取りかえ工事を行うものとの説明でした。

委員より、増額された部分についてはどのように使われるのかとの質疑で、それぞれの保育園の裁量により決まるとの答えでした。

さらに委員より、わかば保育園の全園児がふれあい交流センターに通うことになるのかとの問いに、幾つかの候補場所の中でふれあい交流センターは災害時の避難所となるため、機能が充実し、また給食設備も整備され、その期間は保護者やセンター利用者にも御理解いただきたいとの要望が出ました。

委員より、なぜももの木保育園の予定の施設場所が変わったのかとの質疑に、当初の場

所では建築基準法に適合しないため、位置を園庭側に変更し、あわせてトイレの位置についても園行事に有効活用ができるように面積変更を行ったものとの答えでした。

委員より、わかば保育園での野菜の年間契約はないのかとの質疑に、町内3つの商店と契約購入していて、時価相場で行われているとの答えでした。

以上で審査は終わり、採決に移り、討論はなく、慎重審議審査の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました議案第70号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）中、関係部分の審査の経過と結果につきまして報告を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で、文教福祉常任委員長報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時56分休憩

.....

午前10時57分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

これから質疑を行います。議案第70号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）中、関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。一応、詳細に報告をしていただきましたけれども、ページ26、27の放課後児童クラブ委託というところが672万1,000円と、ちょっと金額があと残りの期間からすると少し高いような気がするんですね。それで、報告を聞いていたんですけれども、報告の内容からするとそんなに高く、また補助しなければならないような状況ではないんじゃないかなと思ったものですから、もっと詳しく説明をしていただければありがたいなというふうに思います。

例えば、高鍋幼稚園のほうは減少するという報告でしたよね。だから、減少する、増加する、大体どれくらいの増加でこれくらいの費用負担を計上しないとならないのかというところは十分審査をされたと思うんですが、また障害児の対応をされている部分についても、どのような対応、要するに保育士の状況、それがどういうふうになっているのかということとは多分説明があり、質疑も恐らくあったんじゃないかなというふうに思いますので、そのところを詳しく答弁していただきたいと思います。

○議長（永友 良和） 委員長、津曲牧子議員。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） 委員長。放課後児童健全育成事業費の中で、放課後児童クラブ委託の質疑がありました。放課後児童クラブの支援事業といたしまして、障害児受入推進事業を行っております。こちらは、放課後児童クラブの4クラブ中、東小4人、西小5人、にしん保育園1人、なでしこ保育園1人の障害児を受け入れ、支援事業を行っているところです。

それぞれの放課後児童クラブの基準額に応じて、放課後児童クラブに参加する子供たち

の人数の増減がございますので、その基準に、人数の基準にあった基準額での算定になっております。また、保育士のことに関しましてはこちらも基準で、放課後児童クラブの40人に対して保育士2名というふうに基準が決まっております。

以上です。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） だから、それからするとこの672万1,000円の増加というのは、基本の予算がなければですけど、基本予算があるわけですよ。3月に提出されている予算はあるわけですよ。それに、予算に上乗せしてこれだけ、672万1,000円というのが今度は増加するわけですよ。増加するって、あと何箇月ですか、12月からいったら1、2、3箇月しかないんですよ。この間にこれだけ増加するというのは、何かすごい変化があったんじゃないかなというふうにこちらとしては受けるわけですよ。

だから、先ほど40名に1名ということでしたけど、障害時の対応には40名に1名じゃなかったと思うんですよ。その辺のところをちゃんと詳しく説明していただかないと、やはり報告、皆さんが審査をされて、ほかの委員会のメンバーというのは基準人数というのを知らないわけですから、そこをしっかりとお答え願わないと、恐らくそこは説明のときに多分あったと思うんですよ。障害児は、こういう障害児に対しては何名配置するというふうな、恐らく説明があったんじゃないかなと思うんですよ。

だから、私としてはそのところでどれぐらいふえてきたのかということ、ちょっとふえ方がこのところは余りにも大き過ぎたものだから、金額的にそこをちゃんと説明していただかないと、あと3箇月でこれだけ必要になるということになると、今度は来年度の予算というのはもうこれはすごい高額になるなというふうに思ったものだから、その辺のところも踏まえて答弁をしていただきたいと。どういうふうな内容で審査をしてきてくださったのか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 委員長、津曲牧子議員。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） 放課後児童クラブの障害児受け入れに関しまして、放課後児童クラブの児童の人数40人に対して保育士が2人の配置というふうになっております。

○議長（永友 良和） 暫時休憩いたします。

午前11時04分休憩

午前11時05分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

委員長、津曲牧子議員。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） 委員長。放課後児童健全育成事業費の歳出についてお尋ねですが、放課後児童クラブ委託料、このうち放課後児童健全育成事業費分が高鍋幼稚園、先ほど説明しました減になっています。160万円掛ける1クラブ、高鍋

幼稚園の分で160万1,000円です。東小、西小、にしん保育園、なでしこの放課後児童クラブの分が2,937万7,000円掛ける4クラブの1億1,740万8,000円になっております。(発言する者あり)

○議長(永友 良和) ここでしばらく休憩いたします。11時15分より再開いたします。  
午前11時06分休憩

.....  
午前11時15分再開

○議長(永友 良和) 再開いたします。  
委員長、津曲牧子議員。

○文教福祉常任委員会委員長(津曲 牧子君) お答えいたします。  
放課後児童クラブ支援事業費分、未計上の分が470万4,000円、東小学校放課後児童クラブの教室増設に伴う人件費、職員2名分の費用が260万1,000円、この2つを合計したものが今回の補正額の672万1,000円でございます。  
以上です。

○議長(永友 良和) ほかに質疑はありませんか。(「合わん、計算が合わん」と呼ぶ者あり)  
暫時休憩をとります。

午前11時16分休憩

.....  
午前11時17分再開

○議長(永友 良和) 再開します。  
委員長、津曲牧子議員。

○文教福祉常任委員会委員長(津曲 牧子君) 今説明いたしましたこの2つの事業費がふえ、歳入予定額合計が2,442万8,000円から予算額の1,770万7,000円を引きまして、今回の補正額672万1,000円となっております。

○議長(永友 良和) ほかに質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(永友 良和) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を全て終わります。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第55号西都児湯公平委員会の共同設置についてから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(永友 良和) 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番(中村 末子君) 12番。議案第55号西都児湯公平委員会の共同設置について、

賛成の立場で討論を行います。

公平委員会というのは、総括質疑でも行いましたし、また総務環境常任委員会の委員長報告でもございました。地方自治体職員など、公で働いている労働者の権利としてあるものを、法で制限していることに対してつくられている地方公務員法にある権利です。今まで公平委員会に対して、職員などから訴えがなされた経験はございませんが、新富町では時間外が100時間を超し、うつとなり過労自殺した職員がいます。このことで、公務災害及び新富町を相手どっての裁判では和解になりましたが、職員の家族の「何で自分の子供が死ななければならなかったのか」と涙ながらの訴えに、本当に心が痛みました。真面目で職員の事務をしっかりと行う職員だったそうです。死ぬ前に「人事委員会に訴えたい」という言葉が出ていたそうです。公平委員会ではありませんでした。

近年、各自治体では行財政改革で職員が非常に少なくなっています。高鍋町もこの例ではありません。今回の共同設置をチャンスと捉え、職員の苦情など言いやすく、弁護士、お医者さんなどを初め、働く環境をよりよくしながら、異常が見られる場合は上司だけでなく、職員全体で「公平委員会へ」と言っていただける状況をつくり出していきたいと考えます。

また、これからの運用は西都市でということになりますが、私のこの討論を踏まえて、町長も公平委員の選定に当たっては、このような意見が出されたことをぜひお伝え願ひ、賛成討論といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第55号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第55号西都児湯公平委員会の共同設置については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号西都児湯固定資産評価審査委員会の共同設置について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。議案第56号西都児湯固定資産評価審査委員会の共同設置について、賛成の立場で討論を行います。

固定資産評価審査委員会については、高鍋町が責任を持つとのことですが、固定資産の評価について不服申し立てについては、確かに60日以内という日数が設けられておりますが、評価でなくても固定資産課税については、万全を期していても人間のすることです

ので間違いも起きます。

住民はこのような法が存在することも、一部の人が知らない場合もありますので、周知及び啓発活動にも今後力を入れていただきたいことを要望し、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第56号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第56号西都児湯固定資産評価審査委員会の共同設置については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号西都児湯情報公開・個人情報保護審査会の共同設置について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第57号西都児湯情報公開・個人情報保護審査会の共同設置について、賛成の立場で討論を行います。

共同設置することでのメリットについては、費用負担などが簡素化されることや、同じような事務を各自治体でしなくてもよくなることがあるようです。情報公開、個人情報保護に関して、大阪では職員調査の段階での問題について、保護されるという判決が出されました。職員の問題だけでなく個人情報での取り扱いについては、慎重を期すとともに開示すべき情報については、要望されれば今までどおりしっかりと開示されることを希望して賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第57号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第57号西都児湯情報公開・個人情報保護審査会の共同設置については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計設置条例の制定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第58号西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計設置条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

共同設置することでの特別会計を立ち上げることになると、高鍋町の議会もこの審査を行うこととなります。事務の効率化から考えると、別会計ができることになると少々違うのかもしれませんが、明確化を図るためには必要と考え賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第58号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第58号西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計設置条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号西都児湯公平委員会等の共同設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第59号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第59号西都児湯公平委員会等の共同設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号西都児湯固定資産評価審査委員会条例の制定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第60号西都児湯固定資産評価審査委員会条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

国の法改正に伴い、広域で事務を統括することができるようになりました。事務の効率化ではありますが、このことで職員の負担が大きくなり、また住民への周知及び意見集

約には広く啓発を行うことを希望します。

また、職員の事務にはミスはないと信頼している住民の期待に答えて、事務ミスがないよう努めていただきたいと希望し、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第60号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第60号西都児湯固定資産評価審査委員会条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号高鍋町課設置条例及び高鍋町子ども・子育て会議設置条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。議案第61号高鍋町課設置条例及び高鍋町子ども・子育て会議設置条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

地方行政の効率化を国は促し、そのために地方自治体は大幅な行財政改革を断行しました。職員数も減少する中で、国からは新たに地方創生として事務も予算も発生する状況にあります。高齢社会、少子化など問題解決を図るためにも、縦横無尽な住民対応が望まれます。

新しい課が設置されることにより、より住民サービス向上ができるよう、鋭意努力していただくよう要望して賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第61号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第61号高鍋町課設置条例及び高鍋町子ども・子育て会議設置条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号高鍋町ふるさとづくり基金条例及び高鍋町ふるさと水と土保全基金条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。議案第62号高鍋町ふるさとづくり基金条例及び高鍋町ふるさと水と土保全基金条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

総括質疑では、目的については明確な答弁がありませんでしたが、基金の活用については果実方式では既に破綻していると考えます。

また、これは要望ですが、ふるさと納税について総務環境常任委員会に所属していたときにも要望しましたが、いろんなアイデアをもって臨み、大きな成果を上げている自治体も数多くあります。町長は、ふるさと納税の目的を踏まえてしているとお考えを示されましたけれども、自治体のふるさと納税の考え方については、柔軟な姿勢が必要と考えます。

地域のお米を届けている自治体では、価格補償と同じ考え方で農業を応援する仕組みプラスお米づくりに関心を持っていただき、有機栽培、低農薬などに取り組み、都会との交流を育んでいるところや、ふるさと納税インターネットランキングなどでまず高鍋を知っていただくことも必要だと考えます。

いろんなアイデアを駆使し高鍋を知っていただき、都会の人と交流できるふるさと納税となれば、それもまたよろしいのではないかと考えます。各地域のおいしい物産を購入する、それがふるさと納税であったと考えれば、また農業者も励みになると考えます。

ランキングでノミネートされている宮崎県の綾町は、ソラシドエアと提携しての宿泊体験があるようです。ふるさと納税はただ単にお金を寄附していただくだけでなく、目的を持って寄附をお願いするものです。だからこそ、柔軟な職員の知恵と力が必要となるのです。

今回の基金元金を使うためには、貯金を何に使ったかわからないではなく、見える形で納税者も町民も喜ぶ使い方を希望して賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第62号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第62号高鍋町ふるさとづくり基金条例及び高鍋町ふるさと水と土保全基金条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号高鍋町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。議案第64号高鍋町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

常任委員会の説明の中で、運営の仕方についても執行部の意見をしっかりとお聞きしました。私自身、農産物加工所運営が収入に応じた支出でなく、当初の目的も十分に達成できてないことに満足はしていません。しかし、近隣町などでもそば粉については管理体制が必要だと聞き及んでいます。

だからといって、人件費に見合う成果が出なければ、じり貧であることは間違いありません。茶工場と同じような状況にしないためにも、加工食品を初め第6次産業での成果が早い段階で出ることを希望して、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第64号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第64号高鍋町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号高鍋町農村公園の設置及び管理に関する条例の制定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。議案第68号高鍋町農村公園の設置及び管理に関する条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

本来なら、設置されたときに条例制定をするべきところでしょうが、気がついたときが提案するときでもあると考えます。他の施設については、このような状況はないかと考えますが、十分注意を図っていただきたい。

また、管理運営費については、常任委員会での報告もありましたように、平成27年度当初予算からわかるような状況にさせていただきたいと思えます。

条例制定に当たり、細かな禁止事項などがありますが、本来町民にはゆったりと利用していただきたいし、公園管理もできる範囲はまずできるだけ利用者の皆さんのお力をお借りしてやるのが望ましいと考えます。社会通年上の利用の仕方については、できるだけ条例の定めではなく、通常の啓発が望ましいと考えます。

人間誰しも間違いはありますが、間違っているとわかったときに率直に認められることを希望して、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第68号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第68号高鍋町農村公園の設置及び管理に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号高鍋町RVパークの設置及び管理に関する条例の制定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。議案第69号高鍋町RVパークの設置及び管理に関する条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

常任委員会での調査も行いました。温泉内での設置が望ましかったような気もしますが、トイレの問題などもあり、めいりん公園となったようです。

また、総括質疑でも言いましたけれども、蚊口浜海浜公園などにも設置いただき、老若男女がサーフィンに親しんでいただくことも計画していただきたいと思います。利用して楽しんでいただき、高鍋町の人柄も理解していただけるようになれば、これからの観光拠点として活用されることを期待して、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第69号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第69号高鍋町RVパークの設置及び管理に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。議案第70号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）について、賛成の立場で討論を行います。

国の子育て支援対策などを踏まえた放課後対策の予算が出ています。私は、常に障害を持った子供のための政策をお願いしています。そんな中で、今度の補正予算は的を得たものとして評価できます。

また、災害復旧の問題など、緊急性を持ちながら費用負担についてできるだけ安価にと考えられていると思いました。

地方バス路線維持については、他市町との絡みもありますので、一概には言えませんが、補助金額は大きいのですが、利用者が少ない状況にあるのではないかと考えます。

有効な利用方法や方向性をしっかりと調査しながら、できるだけ負担金額が多くならないように配慮していただきたいと希望して、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第70号を起立によって採決します。本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は各委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第70号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）は、各委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第13. 議案第63号

日程第14. 議案第65号

日程第15. 議案第66号

日程第16. 議案第67号

日程第17. 議案第71号

日程第18. 議案第72号

日程第19. 議案第73号

日程第20. 議案第74号

○議長（永友 良和） 次に、日程第13、議案第63号高鍋町国民健康保険条例の一部改正についてから、日程第20、議案第74号平成26年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）まで、以上8件を一括議題といたします。

本件は、特別会計予算及び条例審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、緒方直樹議員。

○特別会計予算及び条例審査特別委員会委員長（緒方 直樹君） 17番。平成26年第4回高鍋町議会定例会において特別委員会に付託されました議案は、議案第63号、65号、66号、67号、71号、72号、73号、74号、以上の8件であります。特

別委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査の日程は12月18日、19日の2日間。当日は第3会議室に、議長を除く15名の委員出席のもとに、執行当局に關係課長、各担当職員の出席を求め、本案に対する詳細説明を求め、慎重審議を行いました。

初めに、議案第63号高鍋町国民健康保険条例の一部改正についてであります。

出産育児一時金の支給額について、産科医療補償制度掛金の引き下げに伴い、同制度に加入している分娩機関で分娩する場合に加算する額を引き下げるとともに、出産育児一時金の基本額を引き上げることによって、加算後の支給総額を42万円に維持するものであります。

委員より、産科医療補償制度の掛金が低くなった理由はとの問いに、制度創設時の推計では、補償対象者数を年間500人から800人程度見込んでいたが、予想に反し少なくなったことから、推計値を423人から719人に下方修正したとのこと。

また、平成21年から26年までの余剰金が800億円程度生じる見込みであることから、平成27年以降10年間は1分娩当たり8,000円を充当し、保険料水準を1万6,000円とすることとされたとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り、討論なし。慎重審議審査の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号高鍋町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

平成25年6月に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、介護保険法が一部改正されたことに伴い、従来厚生労働省令等で定めることとしていた地域包括支援センターに関する基準について、市町村の条例で定めることとなったためであります。その上で従うべき基準、参酌すべき基準の説明を受けております。

委員より、介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(1)から(3)までに掲げるものについて、その他これに準ずるものを記載した理由はとの問いに、厚生労働省令で定める基準に従い記載している。

次に、欠員1名だが、募集はしているのかとの問いに、募集はしているが、応募がないので未定である。また、今後処遇改善も含め検討するとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り、討論なし。慎重審議審査の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号高鍋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてであります。

平成25年6月に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、介護保険法が一部改正されたことに伴い、

これまで介護保険法及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に基づき、全国一律とされていた基準について、市町村の条例で定めることとなったためであります。

委員より、内容及び手続の説明及び同意について質疑があり、電磁的方法で行った場合、トラブルは発生しないのかとの問いに、電磁的方法は遠方の方を想定している。また、書面をプリントアウトしてもらい、署名、捺印してもらおうとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り、討論なし。慎重審議審査の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例並びに高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

基準省令において、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならないとされているが、保険者の介護報酬過誤返還等については、地方自治法第236条の規定により、債権消滅時効は5年間となっており、関係書類が2年で廃棄された場合、確認できる書類が存在しないため、3年間分の保険給付費の返還請求ができなくなる可能性があることから、保存期間を5年間とすることとしたとの説明を受けております。

以上、質疑を打ち切り、討論なし。慎重審議審査の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

総務費委託料について、70歳から74歳の被保険者に係る一部負担金等の軽減特例措置が見直され、平成26年4月1日以降に70歳を迎える被保険者の自己負担割合が、法定どおりの2割となります。そのため、70歳代前半の自己負担割合は1割、2割及び現役並みの所得者の3割が混在することとなり、療養給付費等実績報告に対応するシステムの改修を行う必要が生じたため、増額するものであります。

以上、質疑を打ち切り、討論なし。慎重審議審査の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号平成26年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

後期高齢者医療広域連合納付金、保険基盤安定負担金については、平成26年度から5割、2割均等割保険料の軽減が拡大されたことに伴い増額。また、一般会計繰出金は、平成25年度医療給付費市町村負担金確定返還に伴う一般会計繰出金の増額との説明を受けております。

以上、質疑を打ち切り、討論なく、慎重審議審査の結果、全員一致で原案どおり可決す

べきものと決しました。

次に、議案第73号平成26年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

電気工作物保安管理委託、運転管理委託、汚泥運搬処分委託の債務負担行為を設定するためとの説明を受けております。

以上、質疑を打ち切り、討論なく、慎重審議審査の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第74号平成26年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

地方自治法第214条の規定により、高鍋町地域包括支援センター運営事業委託の債務負担行為の設定との説明を受けております。

以上、質疑を打ち切り、討論なく、慎重審議審査の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、特別委員会に付託された議案について御報告いたします。

○議長（永友 良和） 以上で、特別委員長報告を終わります。

質疑については、全議員構成の特別委員会でありますので省略いたします。

これから、1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第63号高鍋町国民健康保険条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第63号高鍋町国民健康保険条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

出産は一大事業です。約10カ月命を育み、ようやく社会への一歩を生み出す大切なものです。できれば費用負担はないほうが望ましいし、お祝い金くらいは残してほしいと考えています。平均出産費用は約36万円ぐらいと聞いて安心しましたが、命を産み出す母親に本当に感謝です。

正ヶ井手地区では、地区内で出産された家庭へ1万円のお祝い金制度があります。子供が誕生することをみんなでお祝いできる環境があればいいと考えます。高い費用で出産された方々には大変申しわけなく思いますが、国の法改正に伴うものですから、やむを得ないと考え賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第63号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決

です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第63号高鍋町国民健康保険条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号高鍋町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。議案第65号高鍋町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

包括支援センターの運営は、年をとったときの最初の入り口です。健康で長生き、いわゆるピンピンコロリが誰も望むものですが、いつどうなるかわかりません。ある日突然ではありませんが、家庭での生活が困難になる可能性も、年をとるごとに大きくなっていきます。

子供には迷惑をかけたくないと思っても、いずれはお世話になります。包括支援センターは、その間を取り持ち安心して老後を送れる砦です。確かに、6,000人をめどに人員配置は行われていますが、専門的知識及び経験が深ければ、対応も縦横無尽にできます。だからこそ経験豊富でより真心のこもったケアプラン作成など、対応が期待されるのです。

早い段階で認知症や高齢者ひとり暮らし、二人暮らしになられた方への対応をしなければ、困難に直面する家庭は戸惑いますし、費用負担についても不安ばかりが募ります。また、地域との連携も非常に大切です。協働のまちづくりの提案が町長からもありますが、プラン作成などでも地域の底力を引き出していくことも大切ではないでしょうか。いい人材を確保することは、安心・安全で心休まる暖かな町政実現にもなります。

人材確保をする第一歩は、十分な資金を確保することだと考えますので、特段の御配慮をお願いしたく要望して、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第65号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第65号高鍋町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号高鍋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第66号高鍋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

親族が遠隔地にあるとき、いつも問題になるのは同意したのかしないのか、また本人は満足していても、親族が満足しないというケースも少なくありません。サービス内容及び同意取得について万全を期していただくと同時に、常に親族がサービスを受ける対象者の把握をしっかりとしていただくことが大切だと思います。事業者へは、そのところを十分に理解していただき、予防支援体制が不足なくできるよう要望して賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第66号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第66号高鍋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例並びに高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第67号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第67号高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例並びに高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第71号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第71号平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号平成26年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第72号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第72号平成26年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号平成26年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第73号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第73号平成26年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号平成26年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第74号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第74号平成26年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで1時5分まで休憩をしたいと思います。1時5分より再開いたします。

午後0時05分休憩

.....

午後1時05分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

## 日程第21. 発議第6号

○議長（永友 良和） 次に、日程第21、発議第6号議会広報編集特別委員会の設置に関する決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。17番、緒方直樹議員。

○17番（緒方 直樹君） 17番、緒方直樹。発議第6号議会広報編集特別委員会の設置に関する決議であります。

提出者、高鍋町議会議員、緒方直樹。賛成者、同じく八代輝幸、青木善明、津曲牧子であります。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

議会広報編集特別委員会の設置に関する決議。次のとおり議会広報編集特別委員会を設置するものとする。記、1、名称、議会広報編集特別委員会。2、設置の根拠、地方自治法第109条及び高鍋町議会委員会条例第5条。目的、議会の活動状況を住民に周知させるため、議会広報「議会だよりたかなべ」を発行するとともに、議会広報等に関する調査

研究を行う。委員の定数は6名です。

以上、決議する。平成26年12月25日、宮崎県児湯郡高鍋町議会。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第6号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、発議第6号議会広報編集特別委員会の設置に関する決議については、原案のとおり可決されました。

---

#### 追加日程第1. 議会広報編集特別委員会委員の選任

○議長（永友 良和） 只今議会広報編集特別委員会が設置されましたので、議会広報編集特別委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、議会広報編集特別委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後1時07分休憩

.....  
午後1時09分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

追加日程第1、議会広報編集特別委員会委員の選任を行います。

委員の選任につきましては、委員会条例第6条第4項の規定により、津曲牧子議員、岩村道章議員、岩崎信や議員、青木善明議員、後藤正弘議員、黒木博行議員を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、只今指名しました6名の議員を議会広報編集特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

議事整理のため、暫時休憩いたします。

午後 1 時 10 分休憩

午後 1 時 11 分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

先ほどの議会広報編集特別委員会委員の選任に伴いまして、議会広報編集特別委員長に岩崎信や議員、同副委員長に津曲牧子議員がそれぞれ互選されましたので、報告いたします。

## 日程第 2 2 . 発議第 7 号

○議長（永友 良和） 次に、日程第 2 2、発議第 7 号慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書の提出についてを議題といたします。

趣旨の説明を求めます。15 番、春成勇議員。

○15 番（春成 勇君） 15 番。発議第 7 号慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書について。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 1 4 条の規定により提出します。

提出者、高鍋町議会議員、春成勇、賛成者、八代輝幸、岩村道章、後藤正弘、山本隆俊、以上であります。

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書。平成 22 年 7 月 11 日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所は違憲または違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることによって削減された議席を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に新たに加配するという座長案が示された。

我々は、参議院選挙区を考えると地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見出すことは困難であるとする。こうしたことに立脚して、参議院選挙制度改革については慎重に議論を進めることを要請する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出に当たっては、選挙区選挙に生じる一票の格差が問題となることはない。これはおのおのの憲法において被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためである。

前述の事例から我々が学びそして取り組むべきは、選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、これからの国の姿を示した上で選挙制度のあり方を議論することである。

また、一票の格差の問題については、過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から議論を行い、必要に応じて制度改革を行うべきであるとする。

よって、国においては、次の事項につき、特に留意するよう強く要望する。

- 1、参議院選挙制度改革に当たっては、各都道府県単位の制度を堅持すること。
  - 2、参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改革を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月25日。提出先は衆議院議長、町村信孝様、参議院議長、山崎正昭様。  
宮崎県児湯郡高鍋町議会。

以上です。

○議長（永友 良和） 以上で、説明が終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第7号を起立によって採決します。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、発議第7号慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第23. 議員派遣の件について

○議長（永友 良和） 次に、日程第23、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件につきましては、高鍋町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定いたしました。

---

### 日程第24. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（永友 良和） 次に、日程第24、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特

別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

---

#### 日程第25. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（永友 良和） 次に、日程第25、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中を含め次期定例会に係る諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

---

#### 日程第26. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（永友 良和） 次に、日程第26、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。

---

○議長（永友 良和） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。これで、平成26年第4回高鍋町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後1時20分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員